

令和3年(2021年)9月10日(金)

- ・ イベント等の開催に関すること  
健康福祉局保健部次長(兼)市立病院担当部長：細谷  
電話：082-504-2662 (内線4552)
- ・ 施設の臨時休館等に関すること  
危機管理室危機管理課長：和田  
電話：082-504-2274 (内線5703)  
(各施設の概要等について)  
別紙の各施設の「問合せ先」へ直接ご連絡ください。

## 広島県「『緊急事態措置』の実施期間延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策」を踏まえた本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針の適用期間の延長について

令和3年9月9日に国において緊急事態措置を実施すべき期間が同年9月30日まで延長され、同日に新型コロナウイルス感染症広島県対策本部において「『緊急事態措置』の実施期間延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策」が決定されたことを受け、別紙1のとおり、標記方針の適用期間を令和3年9月30日まで延長しました。

これにより臨時休館等とする期間を延長する本市所管施設は、別紙2のとおりです。

令和3年9月10日  
広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

**広島県「『緊急事態措置』の実施期間延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策」を踏まえた本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針の適用期間の延長について**

令和3年9月9日に国において緊急事態措置を実施すべき期間が同年9月30日まで延長され、同日に新型コロナウイルス感染症広島県対策本部において「『緊急事態措置』の実施期間延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策」が決定されたことを受け、令和3年8月27日から同年9月12日までの間における下記の方針の適用期間を同年9月30日まで延長することとする。

記

**1 本市主催のイベント等<sup>\*</sup>の開催について（変更なし）**

本市主催のイベント等については、中止又は延期とする。ただし、この期間に開催する必要があり、開催日の変更が困難なものについては、「広島県におけるイベントの開催条件について」に従うとともに、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和3年7月8日改訂）」の別紙に掲げる感染防止策を徹底した上で開催する。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても準じた取扱いをお願いする。

※ 広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

**2 本市所管施設の臨時休館等について（変更なし）**

不特定多数の集客が見込まれる施設等については、原則として休館等とする。ただし、すでにこの期間の使用に係る許可を受けており、キャンセルが困難な場合は、使用を認める。